

特殊自動車における低炭素化促進事業 よくある質問と回答 (Q&A) 【平成 24 年 4 月 24 日版】

○補助制度について

問 制度概要について教えてください。

低炭素化・低公害化が遅れており、1台あたりのCO₂排出量が多いオフロード車について、大幅な燃料消費量の削減が見込めるハイブリッドオフロード車等の普及を図ることにより、環境対策、特にCO₂排出抑制に大きな効果が得られるものであります。

そのため、本事業はハイブリッドオフロード車等を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことによって普及促進を図り、一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図ります。

なお、本補助事業では、

- ①小切手、手形、割賦（リース会社の割賦を使う場合を含みます。）等による購入は補助対象外となること。
- ②自動車の「所有者」が申請すること（リースによる導入の場合は、自動車リース事業者が申請すること）。
- ③補助金を受けて購入した車両は、その耐用年数に渡って所有し、使用しなくてはならないこと。（途中で売却した場合は補助金相当額の返納等が必要となります。）等が求められます。

また、環境省のエコリース事業など、他の補助金等事業との併用はできません。

なお、税制優遇措置や（株）日本政策金融公庫の低利融資制度との併用は可能です。

○申請方法関係

問 申請書の書き方がわからないのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

まずは環境省ホームページに掲載されている交付要綱、実施要領、公募要領をご覧ください。

問 申請先が環境省地方環境事務所となっていますが、環境省本省の近くに社屋があるため、環境省本省に申請書を直接持ち込んでも良いでしょうか。

環境省本省では、当該補助事業について申請受付等業務を行っておりません。申請者の事業所所在地を管轄する地方環境事務所に郵送してください（郵送のみの取扱いとなります。環境省本省及び地方環境事務所に御持参いただいても受理できませんので、あらかじめ御了承ください。）。なお、郵送した旨を郵送先の地方環境事務所へ電話でご連絡ください。

問 どの環境省地方環境事務所に申請すればよいのかわかりません。

申請者（補助対象車の所有者となる者）の事業所所在地を管轄する環境省地方環境事務所に申請をしてください。なお、各地方環境事務所の住所等及び管轄する都道府県については、公募要領をご覧ください。

問 複数台申請の扱いについて教えてください。

同一申請者（申請者が自動車リース事業者にあつては同一使用予定事業者）による交付要望台数は、ショベル・ローダ、ブルドーザ、フォーク・リフトのいずれか1台に限定していますので、御了承ください。

問 自動車リース事業者による複数台申請で、リース契約の予定先がそれぞれ異なる場合はどうなりますか。

自動車リース事業者の場合、異なる使用予定事業者の要望台数分をまとめて申請することができます。その場合、使用予定事業者毎に個別申請とみなして審査いたします。

問 申請が予算額を超えた場合はどうなりますか。逆に、申請が少なく予算額に到達しない場合はどうなりますか。

応募者より提出された事業計画書等をもとに、厳正に審査を行い、補助事業者を選定します。なお、東日本大震災の特定被災区域[※]における復旧・復興支援に関連すると認められる場合、選定の際に配慮をいたします。

また、公募期間内の申請数が少なく、残予算に余裕が出る場合は、追加の公募を行う場合があります。

※ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）の第 2 条第 3 項に規定。詳しくは公募要領の別表 2 をご覧ください。

○補助対象車両関係

問 購入を考えている車両が補助対象かどうか知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

公募要領に補助対象となる型式の一覧表（別表1）を掲載していますので、そちらを御参照ください。

問 購入を考えている車両と比較見積もりをするための車両の型式を知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

公募要領に掲載している補助対象となる型式の一覧表（別表1）に、比較対象車種の型式等も合わせて掲載していますので、そちらを御参照ください。

問 内示後に導入車両を申請時のものから変更したいのですが、手続きはどうしたらよいでしょうか。

本事業は、申請内容をもとに厳正に審査を行い、選定を行っていることから、内示後の主要な申請内容の変更（メーカー変更、使用予定事業者（申請者が自動車リース事業者の場合）の変更、比較対象機種の車両本体価格など）は、原則できません。

申請前に十分御検討いただいた上で御応募ください。

○補助対象経費・車両価格関係

問 車両本体価格とはなんですか。

標準付属品を装備した国内における車両の本体価格から値引額を差し引いた価格※をいいます。オプション装備類は対象となりませんので、見積書にオプション装備類が記載されている場合は、車両の本体価格とオプション価格が区別されている必要があります。また、納入時整備費用等の諸費用や消費税も含みません。

なお、見積書に記載する値引額については、必ず車両の本体価格からの値引額とオプションからの値引額が分かるものとしてください。

※車両本体価格 = 本体価格（値引き前価格）－ 値引額

問 特別仕様車として導入する場合、車両本体価格はどうなりますか。

特別仕様車であっても、標準付属品を装備した車両本体価格の価格差を補助対象経費として扱います。ただし、特別仕様車が標準仕様車よりも廉価となる場合はこの限りではありません。

なお、補助対象車の車両本体価格に特別仕様分の費用が含まれる場合は、比較対象車の車両本体価格にも同等の特別仕様分の費用が含まれており、車両本体価格の差分が適正に計算できることがわかる見積書を提出していただくことになります。

問 見積書の発行元及び宛名は誰にすればよいでしょうか。

ディーラーや関連会社など、メーカーから複数社を経由して購入する場合、補助申請者が最終的に購入する事業者から、補助申請者宛ての見積書等の写しを提出してください。

問 補助事業における利益等排除とはなんですか。

補助事業者が、①補助事業者自身（補助事業者の自社調達）、②100%同一の資本に属するグループ企業、③補助事業者の関係会社（②を除く）から調達を行う場合に、補助対象経費から利益等相当分を排除するというものです。詳しくは、「公募要領のⅢ. 補助事業における利益等排除について」をご覧ください。

問 リース事業の場合、利益等排除はどのように扱われるのですか。

リース事業にあっては、リース事業者と機械調達先（メーカー）との資本関係ではなく、使用予定事業者と機械調達先との資本関係についてのみ着目し、利益等排除の対象かどうかを判断します。そのため、リース事業者が機械調達先の100%子会社等であっても利益排除対象になるとは限りません（使用予定事業者が機械調達先の100%子会社等である場合は利益等排除の対象となります。）。

○購入方法・支払い方法関係

問 割賦で購入したいのですが、補助金は受けられますか。

小切手、手形、割賦（リース会社の割賦を使う場合を含みます。）等による購入は、補助金の対象となりません。

問 リースで導入する場合は補助対象となりますか。

補助対象となります。ただし、補助金の申請はリース会社が行うことになります。

問 リース事業として導入する場合、リース期間になにか制限はありますか。

特に制限はありませんが、法定耐用年数に満たずにリース期間満了となった場合に、引き続き法定耐用年数まで所有を継続せず、売却等を行った場合は、所定の算定方法により補助金を一部返還していただく必要があります。

問 レンタルで導入する場合は補助対象となりますか。

いわゆるレンタルにより一時的に当該車両を使用する者は申請者となることができません（申請者は自動車の所有者である必要があります。）。

ただし、レンタル事業者がレンタル用の車両として新車購入し、所有する場合、当該レンタル事業者は申請者となることができます。なお、レンタル事業者であっても、当該車両をリースで導入する場合は、リース会社が申請者となります。

問 どうすれば概算払いを受けることができますか。

本事業では、事業の性格上、概算払いの適用はありません。

問 「補助事業を完了したとき」とは、どんなときを指しますか。

補助対象車が補助事業者へ納入（所有権の移転を含む。）された時点を、原則、補助事業が完了したときとみなします。平成 25 年 3 月末日までに補助事業を完了させ、完了した日から所定の期間内に実績報告書を提出してください。なお、納入時点で調達先への支払いが完了している必要はありませんが、必ず当該年度内に支払いを完了させてください。

○財産処分制限関係

問 補助金を得て購入した車両を手放すことになりました。補助金の返還は必要ですか。

本補助を受けて購入した車両は、耐用年数の期間にわたって所有し、使用していただく必要がありますので、耐用年数到達前に売却等を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返納していただく必要があります。法定耐用年数は、フォーク・リフトは4年ですが、ショベル・ローダは、使用実態に即した事業により異なります（例えば総合工事業は6年）。詳しくは交付要綱第21条（財産の処分の制限）をご覧ください。

問 補助金を得て購入した車両を海外で使用することはできますか。

本事業では、日本国内での使用を前提としております。目的外の使用となりますので、承認申請が必要となり、場合によっては、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返納していただく必要があります。

問 法定耐用年数を超えてから処分等する場合、承認申請は必要ないのですか。

必要ありません。ただし、処分等に当たっては、導入時に当該車両に明示した「環境省補助対象事業である旨の表示」は削除していただきます。

問 「環境省補助事業である旨の表示」とはどのようなものですか。

特に定まった様式はありませんが、補助事業名等を、補助対象車両の外装の見やすい位置に耐久性のある形で適宜表示してください。

（表示例）

平成24年度環境省補助事業（特殊自動車における低炭素化促進事業）補助金交付対象車

問 財産処分制限期間内には、処分に係る承認申請の必要があるほか、どんな義務が生じますか。

交付要綱第20条に規定されているとおり、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図っていただくとともに、実施要領第8に基づく事業実績（稼働実績及び温室効果ガスの削減効果など）の報告にご協力いただくことがあります。

○リース事業者の申請関係

問 補助金相当額がリース料の低減に反映されていることは、どのように確認するのですか。

貸与料金算定根拠明細書を御提出いただき、車両価格から補助金相当額が控除されていることを確認します。

問 リース契約書には製造番号を明記する必要があると聞きましたが、リース契約時にはまだ車両が確定していないため、明記することができません。

一般に、「受取証」や「引渡証」には製造番号が記載されていると思いますので、それらの書類を後日提出してください。